

報告第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 2 7 年 1 月 1 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

平成27年1月6日

市川市長 大久保 博

記

個別外部監査契約に基づく監査によることについて

平成23年度から平成25年度までの各年度において、市川市議会の各会派に対して支出された政務活動費（政務調査費）のうち、切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費が地方自治法、市川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第16号）、市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第12号）等に照らし適正に使用されているかについて、地方自治法第199条第6項及び第252条の41第1項並びに市川市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年条例第5号）第2条第3項の規定により監査委員に対しその理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めたところ、監査委員から同法第252条の41第3項の規定により個別外部監査契約に基づく監査に付することが適当であるとの意見が通知されたことから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることとする。

市川第 20141226-0036 号
平成 26 年 1 月 26 日

市川市監査委員 様

市川市長 大久保 博

政務活動費（政務調査費）に関する監査について

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 6 項の規定により、次のとおり監査を要求します。併せて、同法第 252 条の 4 第 1 項及び市川市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年条例第 5 号）第 2 条第 3 項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

1 要求の理由

市川市議会の各会派に対し支出された政務活動費（政務調査費）について、地方自治法、市川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 16 号）、市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 12 号）等（以下「法律等」という。）に照らし適正に使用されているか疑義が生じているため。

2 監査を求める事項

平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度において、各会派に対し支出された政務活動費（政務調査費）のうち、切手の購入に係る経費、備品購入費、市内視察に係る経費及び会報の作成に係る経費が法律等に照らし適正に使用されているか。

3 個別外部監査契約に基づく監査を求める理由

専門的知識を有する個別外部監査人による監査を行うことにより、より専門的な見地からの監査が期待できるとともに、監査の独立性をより確保することができるため。

市川第 20141226-0132 号

平成 26 年 1 2 月 2 6 日

市川市長 大久保 博 様

市川市監査委員 川 上 親 徳
同 白 土 英 成

個別外部監査契約に基づく監査の要求に係る監査委員の意見
について（通知）

平成 26 年 1 2 月 2 6 日付け市川第 20141226-0036 号で市長から要求の
あった個別外部監査契約に基づく監査について、地方自治法第 2 5 2 条の 4 1
第 3 項の規定に基づき、下記のとおり監査委員の意見を通知する。

記

○ 監査委員の意見

本件監査要求事項については、個別外部監査契約に基づく監査に付する
ことが適当であると考えます。